

令和元年12月2日

京都市京セラ美術館開館記念展 杉本博司展実行委員会

京都市京セラ美術館開館記念展「杉本博司 瑠璃の浄土」に係る
会場実施設計および設営・撤去業務 仕様書

1 委託業務名称

京都市京セラ美術館開館記念展「杉本博司 瑠璃の浄土」に係る
会場実施設計および設営・撤去業務

2 業務履行場所

京都市京セラ美術館 新館 東山キューブ

3 杉本博司展の概要

別紙2 展覧会概要参照

4 委託期間

委託契約日から令和2年6月30日（火）まで

5 委託料の支払い条件

業務履行確認後、契約額を支払う

6 委託業務内容

(1) 本業務を進めるにあたっての基本内容

- ア 受託事業者は、実行委員会等と定期的に協議を行い、業務を進めていくこと。
- イ 受託事業者は、契約締結日から業務完了日までの全体工程書案を実行委員会等と協議のうえ作成すること。作成した全体工程書案については、協議の際に進捗状況を反映させたものをその都度作成し、更新内容を実行委員会等及び受託事業者において共有すること。
- ウ 業務の実施にあたっては、別紙2「展覧会概要（チラシ）」、別紙3「作品リスト」、別紙4「基本設計平面図」、別紙5,6「基本設計天井伏図、天井コンセント配置図」、別紙7「仮設壁パネル詳細図」、別紙8「特寸展示壁」等を参考にすること。

(2) 実施設計図、施工図、電気映像計画図の作成

- ア 受託事業者は、履行場所の特性（壁面・床の保護、電源の確保、搬入口の大きさ等）を踏まえ、実施設計図、施工図、電気映像計画図の仕込み図等を作成すること。
- イ 受託事業者は、応募段階においては実施設計図、施工図（一部）の提案を行うが、最終的には実行委員会等と協議の上、実施設計図、施工図を決定するものとする。

(3) 会場設営・撤去

受託事業者は基本設計に基づき、下記の業務を実施すること。実施設計、製作図を作成し、実行委員会及び京都市京セラ美術館と協議・承認の上、実施すること。

ア 会場実施設計および設営業務

施工期間：令和2年1月22日(水)から1月24日(金)

作業時間：9時～17時

・会場実施設計

基本設計に基づき、実施設計図、製作図を作成すること。

・仮設壁面工事

仮設壁パネル（支給品）を組み立て、目地・小口処理、特寸展示壁、特寸パネルの製作・施工を行う。

・塗装工事

仮設壁パネルのジョイント塗装、特寸展示壁、特寸パネル、仮設壁、既存壁等の塗装を行う。

・電気・映像工事

プロジェクター設置、映像調整を行う。

・造作工事

基本設計に基づき床工事（タイルカーペット黒、同施工費）を行う。また、上記工事に必要な下記、天井吊下地金物の不足分、各80本を製作する。

・ワールドダクターL1000 SOP 塗装 黒（焼付塗装禁止）

・ワールドダクターL600 SOP 塗装 黒（焼付塗装禁止）

イ 会場撤去業務

施工期間：令和2年6月19日(金)から6月20日(土)

作業時間：9時～17時

・仮設壁撤去工事

・電気映像撤去工事

・造作撤去工事

床、金物は撤去のみとし、館内保管

・廃材処理

ウ 会場設営後、受託事業者は引渡しの前に、展示に適切な環境となっているかを確認し、必要な環境が確保されていない場合は、改善を図ること。

エ 受託事業者は、展示空間の設営前に、実行委員会等の立ち合いの下、現状確認を行い、開幕後速やかに次回展主催者と協議の上、原状回復計画書を作成すること。資料の作成に当たっては、画像などの記録を取り、設営箇所を明確に把握すること。先行納品済みの仮設壁パネル（1枚あたり100kg相当）を接続金具を用いて5枚連結させて事前に設置試験すること。

オ 会場設営後、開幕前に電気映像機器の操作マニュアルなど実行委員会及び京都市京セラ美術館の指示によるマニュアルを作成し、提出すること。

カ 閉幕後、作品撤収の後には、速やかに会場を撤去し、原状回復計画書に基づき、仮設壁

パネルの補修、原状回復、移動保管（仮設壁パネルは展示室内、その他は倉庫保管）を行うこと。展示に伴い発生した廃棄物処理、既存壁面、床面の原状回復（ビス穴パテ補修程度、仮設壁パネルを含む）を適切に実施すること。

キ 受託事業者は、業務の実施に当たり、履行場所を損傷することのないよう予防措置を取ること。履行場所を損傷させた場合には、実行委員会及び京都市京セラ美術館と協議の上、原状回復の方法や実施時期などについて決定するものとする。

ク 受託事業者は、会場設営を実施する上で、技術監督を配置し、実行委員会等及びその他業務の受託業者との連絡調整を行い、全体のスケジュールを管理・共有すること。また、必要に応じて実行委員会等及び関係業者との協議の場を設定し、連携して業務にあたること。

(4) 実施運営における法令順守

ア 本業務の実施は、関係法令を遵守して行うこと。また、受託事業者は、消防協議をはじめ、所管する官公庁等との必要な協議等を実施の上、指導等があった場合には遅滞なく行うこと。ただし、実行委員会等の対応や調整が必要となる業務については、実行委員会等が対応又は同行する。

イ 受託事業者は、本事業を実施するに当たり発生する申請業務及び届出業務を行うこと。ただし、実行委員会等の対応や調整が必要となる業務については、実行委員会等が対応又は同行する。

(5) 業務実施報告書の作成

本業務終了後、実施報告として下記内容を盛り込み契約履行期間内に業務実施報告書を作成し提出すること。

ア～カは、内容をA3に出力し、二つ折り糊付製本5部及びデータを提出すること。全ページを一つのPDFファイルとし、書類（WORD, EXEL）、画像（JPEG）、図面（VWX）の各元データも提出すること。

キは、データのみ提出すること。データ形式は、画像（JPEG）、映像（MOV）とする。

ア 実施体制（元請・協力業者の会社名、担当責任者名、役職、連絡先）

イ 実績工程表（工場製作から現場施工期間まで。現場施工期間の実績人数）

ウ 展示計画竣工図（電気映像計画、機器操作マニュアル、別途工事情報を含む）

エ 使用材料リスト（メーカー、品番、法定認可証等）

オ 申請書類等の写し

カ 原状回復計画書

キ 現場施工期間の工事・展示作業の記録画像及び記録映像（各工種別工程毎）

7 留意事項

(1) 事業を円滑に進めるため、経験豊富なスタッフを配置すること。

(2) 受託事業者は円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。

(3) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、本実行委員会の責に帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。

(4) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額につ

いては、双方が調整すること。

- (5) 受託事業者は、当該委託事務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。
- (6) 本事業の成果物の著作権は、すべて本実行委員会に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議し、その決定に従うこと。

以上